

8 移動

- 自動車
- 公共交通機関等
- 福祉車両の貸し出し

8 移動

自動車

運転免許取得費の補助

窓口 障害者福祉課

電話番号：224-5785

障害者本人が、第一種普通自動車運転免許取得に要する費用に対して、補助を行っています。自動車教習所に受講を申し込む前に申請が必要です。

(対象) 次のいずれにも該当する方が対象となります。

- ①市内在住の身体障害者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
 - ②就労中の方（内定者含む）又は就職活動中の方
 - ③道路交通法第96条第1項に規定する運転免許試験の受験資格を有する方
- *他の法令等により免許の取得に要する費用の助成を受けている方は対象外となります。

(補助額) 必要経費（入学金、教習料、技能検定料及び学科試験受検料）の2/3（上限10万円）

※運転免許取得後、運転免許証の写し及び運転免許取得経費支出証明書（教習所発行）を提出していただきます。

なお、免許を取得できなかった場合、補助金は返還していただきます。

(申請) 以下のものをお持ちください。

- ①身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳
- ②自動車教習所支出見込（予定）額内訳表
- ③都道府県警察本部における運転適性相談の結果がわかる書類
- ④就労中または就職活動中であることがわかる書類
（例）就労証明書、内定通知書、ハローワークカードなど
- ⑤本人名義の通帳
- ⑥印鑑

*運転免許取得後、運転免許証の写し及び運転免許取得経費支出証明書（教習所発行）を提出していただきます。

ガソリン購入費の補助

窓口 障害者福祉課

電話番号：224-5785

重度身体障害者の経済的負担を軽減するために、就労による自立が見込まれる方について、ガソリン税に相当する額の補助を行っています。

***福祉タクシー利用券・ガソリン利用券と併給は出来ません。**

(対象) 以下のいずれにも該当する方が対象となります。

- ①市内に住所を有し、身体障害者手帳1級または2級の下肢または体幹機能障害に該当し、屋外において常時車椅子を使用している方
- ②運転免許証を所有している方
- ③現に就労しており、通勤にあたり自己所有の自動車を自ら運転する方

	<p>(補助額) 月80リットルを限度とするガソリン税に相当する額を補助します。</p> <p>(申請) ①身体障害者手帳 ②車検証 ③免許証</p>
<p>自動車購入費用の貸し付け</p>	<p>※118ページをご覧ください。</p>
<p>自動車改造費の補助 窓口 障害者福祉課 電話番号：224-5785</p>	<p>身体障害者本人が所有し運転する自動車の改造に要する経費に対して、補助を行っています。</p> <p>*自動車の改造を行う前に申請が必要です。</p> <p>(対象) 次のいずれにも該当する方が対象となります。</p> <p>①市内在住の上肢、下肢、体幹機能障害に該当する身体障害者手帳の交付を受けている方 ②就労中の方（内定者含む） ③自ら運転する自己所有の自動車を就労の目的に使用し、操行装置または駆動装置の一部を改造する必要がある方</p> <p>*過去5年間に補助を受けたことがある方又は改造申請を行う月の属する年度（申請を行う月が4月から6月までの場合前年度）の市民税所得割額が一定以上の場合は対象外です。</p> <p>(申請) ①身体障害者手帳 ②自動車改造費の見積書 ③運転免許証の写し ④自動車車検証の写し（新規購入の場合は後日提出） ⑤本人名義の通帳 ⑥印鑑 ⑦就労中であることがわかる書類（就労証明書、内定通知書）</p> <p>*その他書類が必要となる場合があります。</p> <p>(補助額) 自動車の改造に要した経費（上限10万円）</p> <p>*なお、改造終了後、改造費の領収書を提出していただきます。</p>
<p>駐車禁止の対象除外</p>	<p>埼玉県公安委員会が指定した駐車禁止場所（法定禁止区域内を除く）でも他の交通の妨げにならない限り、警察署の発行する標章を掲げることで、駐車禁止の対象から除外されます。</p> <p>(対象) 下記の窓口に直接お問い合わせください。</p> <p>(窓口) 川越警察署 川越市大仙波 410-1 電話番号：049-224-0110</p>

埼玉県思いやり
駐車場制度
(パーキング・
パーミット制度)

障害のある方や要介護状態の方、妊産婦の方など、歩行が困難と認められる方に「利用証」を交付し、公共施設や商業施設などに設置されている「車椅子使用者用駐車区画」及び「優先駐車区画」の適正利用を推進する制度です。

(種類) 別表1 (59ページ) を参照してください。

- ①青色…車椅子使用者用
- ②緑色…要介護高齢者、障害者等用
- ③オレンジ色…妊産婦、けが人等用

(対象) 別表2 (59ページ) を参照してください。

(申請方法) ①窓口申請

別表2 (59ページ) 記載の必要な添付書類をお持ちの上、下記の各窓口へお越しください。

②電子申請・郵送申請

埼玉県福祉政策課で受け付けています。

さいたま市浦和区高砂3-15-1

(TEL) 048-830-3223

(FAX) 048-830-4801

申請窓口	
身体障害者 知的障害者 精神障害者	障害者福祉課 元町1-3-1 本庁舎1階 (TEL) 224-5785
難病患者	健康管理課 小ケ谷817-1 総合保健センター (TEL) 229-4124
高齢者	介護保険課 元町1-3-1 本庁舎3階 (TEL) 224-6402
妊産婦	母子保健課 小ケ谷817-1 総合保健センター (TEL) 229-4122
けが人	上記すべての窓口

※制度の詳細は埼玉県ホームページをご覧ください。

「埼玉県思いやり駐車場制度」で検索、または以下のURL

https://www.pref.saitama.lg.jp/a0601/parking_permit.html

別表 1

	車椅子使用者用	要介護高齢者・障害者等用	妊産婦・けが人等用
色	青	緑	オレンジ
有効期間	なし（要件に該当しなくなるまで）		あり
区画の利用	「車椅子使用者用駐車区画」を優先利用	「優先駐車区画」を優先利用 「優先駐車区画」がない駐車場では、「車椅子使用者用駐車区画」の利用も可。 （区画に余裕がある場合に限る）	

別表 2

区分		交付基準	利用証の色	申請に必要なもの	
身体障害者	視覚障害	4 級以上	緑	身体障害者手帳	
	聴覚障害	3 級以上	緑		
	平衡機能障害	5 級以上	緑		
	肢体不自由	上肢	2 級以上		緑
		下肢	6 級以上		緑(※)
		体幹	5 級以上		緑(※)
		脳原性運動	上肢機能		2 級以上
	機能障害	移動機能	6 級以上		緑(※)
内部障害（免疫機能障害を含む）		4 級以上	緑		
知的障害者	A または④	緑	療育手帳		
精神障害者	1 級	緑	精神障害者保健福祉手帳		
難病患者	特定疾患医療受給者 指定難病医療受給者 小児慢性特定疾病医療受給者	緑	次のいずれか ・ 特定疾患医療受給者証 ・ 指定難病医療受給者証 ・ 小児慢性特定疾病医療受給者証		
高齢者等	要介護 1～5	緑(※)	介護保険被保険者証		
妊産婦	妊娠 7 箇月～産後 1 年 （出産後は乳児と同伴の場合に限る）	オレンジ	母子健康手帳		
けが人など	医師の診断などにより、歩行が困難であるために特別な配慮が必要であると認められる方（原則 1 年以内）	オレンジ	次のすべて ・ 医師の診断書若しくは意見書又は公的機関の証明書など ・ 身分証明書（運転免許証、マイナンバーカードなど）		
その他車椅子の常時使用が必要と認められる方	医師の診断や福祉サービスの利用票、車椅子購入の領収書などにより、車椅子の常時使用が必要であると認められる方	青	は公的機関の証明書など ・ 身分証明書（運転免許証、マイナンバーカードなど）		

(※) 車椅子常時使用かつ下記の等級の方には青色の利用証を交付します。

下肢…2 級以上、体幹…3 級以上、移動機能…2 級以上、要介護…3 以上

自動車運転適性相談

心身に障害がある方が自動車の免許を取得しようとする場合や、運転免許を取得した後に心身に障害が生じた方を対象に、適性検査・相談を行っています。

- (窓 口) **埼玉県警察運転免許センター1階 適性相談室**
鴻巣市鴻巣 405-4
電話番号：048-543-2001
FAX番号：048-543-7727

有料道路通行料

窓口 障害者福祉課

電話番号：224-5785



身体障害者手帳・療育手帳（㉔もしくはA）の交付を受けている方は、有料道路通行料の割引が受けられます。事前に登録できる車両は一人につき1台までで、手帳に記載してある旅客鉄道株式会社旅客運賃減額種別によって条件が異なりますのでご注意ください。なお、割引を受けるにあたっては、事前に市役所（障害者福祉課）または、オンラインで手続きが必要です。オンライン申請は、自家用車を事前登録のうえ、ETC 利用申請される方が対象です。

オンライン申請サイト：<https://www.expressway-discount.jp>

*通勤や通学、通院等による日常生活での利用に限られます。

(対 象)

区分		条件	割引率
身体障害者 手 帳	第1種	本人又は介護者運転	5割
	第2種	本人運転	
療育手帳	第1種	介護者運転	

*事業用、軽トラック等は対象にはなりません。
*割引証明には有効期限があります。ご注意ください。

(手 続 き) 以下のものをお持ちください。

- ①身体障害者手帳または療育手帳
(重複して交付されている方はどちらもお持ちください)
- ②自動車検査証
※車を所持していない場合は不要
電子車検証をお持ちの場合は、汎用紙に記載された
「自動車検査証記録事項」を必ずご持参ください。
- ③運転免許証（本人運転が条件の方のみ）
ETCを利用する方は、下記のものもお持ちください。
- ④ETC カード（原則障害者本人名義のもの）
※更新の方で変更ない場合は不要
- ⑤車載器管理番号の分かるもの
(例) ETC 車載器セットアップ申込書・証明書等
※更新の方で変更ない場合は不要
※左のQRコードから申請書を事前作成できます。

(有効期間) 新規の場合、手続きを終了した日からその後の2回目の誕生日までとなります。(更新は3回目の誕生日まで)

*有効期間の2ヶ月前から更新ができますが、有効期間が切れてしまった場合、新規扱いとなります。

交通公共機関等

バス運賃

県内を発着するバスを利用する場合、運賃の割引が受けられます。手帳により条件が異なりますのでご注意ください。

(対象)

区分		対象者	種類	割引率
身体障害者手帳	第1種	障害者本人、介護者	普通乗車券	5割
	第2種	障害者本人		
療育手帳	第1種 第2種	障害者本人、介護者		
精神障害者保健福祉手帳 (写真貼付があるもの)		障害者本人、※介護者		
身体障害者手帳	第1種	障害者本人、介護者	定期乗車券	3割
	第2種	障害者本人		
療育手帳	第1種 第2種	障害者本人、介護者		
精神障害者保健福祉手帳 (写真貼付があるもの)		障害者本人、※介護者		
*小児定期券は割引されません。 *介護者の割引は、各バス会社により異なります。				

(窓口) **各バス会社**

市内循環バス運賃 (川越シャトル)

窓口 障害者福祉課
電話番号：224-5785
窓口 各市民センター

市内循環バス（川越シャトル）の特別乗車証を交付します。

(対象)

手帳の種類	対象者と割引率
身体障害者手帳	第1種 本人(無料)・介護者1名(無料)
	第2種 本人のみ(無料)
療育手帳	第1種 本人(無料)・介護者1名(無料) 第2種
精神障害者保健福祉手帳 戦傷病者手帳 被爆者健康手帳 指定難病医療受給者証 特定疾患医療受給者証 指定疾患医療受給者証 小児慢性特定疾病医療受給者証 自立支援医療受給者証	本人のみ(無料)
障害福祉サービス及び地域生活支援事業の支給決定において、2名介護が必要と認められている者	本人(無料)・介護者2名(無料)

(方法) バスを降車する際、特別乗車証を提示してください。

(問い合わせ) **交通政策課**⇒川越シャトル全般について

電話番号：224-5519

**川越市デマンド型交通
(かわまる)**

川越市デマンド型交通の割引運賃を適用します。

- ・中学生以上 69 歳以下 1 人 1 回乗車 500 円→300 円
- ・小学生 1 人 1 回乗車 300 円→150 円

(申請) デマンド型交通利用者登録申請書の本人状況欄に必要事項を記入し、交通政策課へ提出してください。

※デマンド型交通の運行区域・乗降場等詳しくは交通政策課へお尋ねください。

(対象)

手帳の種類		対象者と割引後の運賃
身体障害者手帳	第1種	本人(300円 小学生は150円)・介護者1名※(300円)
	第2種	本人のみ(300円 小学生は150円)
療育手帳	第1種	本人(300円 小学生は150円)・介護者1名※(300円)
	第2種	本人のみ(300円 小学生は150円)
精神障害者保健福祉手帳 戦傷病者手帳 被爆者健康手帳 指定難病医療受給者証 特定疾患医療受給者証 指定疾患医療受給者証 小児慢性特定疾病医療受給者証 自立支援医療受給者証		本人のみ(300円 小学生は150円)

※障害福祉サービス及び地域生活支援事業の支給決定において、2名介護が必要と認められる者については、介護者2名まで300円

(問い合わせ) **交通政策課**

電話番号：224-5519

航空運賃

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた方は航空運賃(国内線)の割引(対象とならない航空会社もあります)が受けられます。割引率は、各航空会社、搭乗時期によっても異なりますので、各航空会社にお問合せください。

(対象) 12歳以上の障害者

手帳の区分	対象者
身体障害者手帳	本人・介護者
療育手帳	※介護者の割引については、各航空会社によって異なります。
精神障害者保健福祉手帳	

(窓口) **各航空会社**

私鉄旅客運賃

各鉄道会社により割引率、内容等が異なりますので、くわしくは各鉄道会社にお問い合わせください。

(窓口) **私鉄各社**

J R 線 旅 客 運 賃

J R 線（連絡社線を含む）を利用する際割引が受けられます。手帳に記載してある旅客鉄道株式会社旅客運賃減額種別によって条件が異なりますのでご注意ください。

(対 象)

(割 引)

対 象	割引対象乗車券類	割引率	記 事
第1種障害者とその介護者	普通乗車券 回数乗車券 普通急行券	50%	私鉄等他鉄道会社とまたがる場合を含みます。但し回数乗車券はJ R 線区間単独の発売となります。
第1種障害者とその介護者 又は12歳未満の障害者とその介護者	定期乗車券 (小児定期乗車券を除きます。)	50%	私鉄等他鉄道会社とまたがる場合を含みます。小児定期旅客運賃については割引を適用しません。
第1種、第2種障害者が単独で利用する場合	普通乗車券	50%	片道の営業キロが100キロを越える場合(私鉄線等他鉄道会社線にまたがる場合を含みます。)
*J R 線と私鉄線等の鉄道会社線をまたがる区間は、1枚で発売できる範囲が予め決められています。 *障害者と介護者が利用する場合は、同一区間の乗車券類をお買い求め下さい。 *運賃のかからない幼児の介護者も割引対象になります。			

(手 続 き) 駅窓口で手帳を提示して割引が受けられます。

第1種の障害者の方(大人)が介護者とともに乗車する場合、片道100キロまでは、自動券売機で小児乗車券を購入し乗車できます。その際は有人改札口を利用し、障害者手帳を提示してください。

(窓 口) **各JR線窓口**

フ ェ リ ー 運 賃

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳等を提示することにより割引が受けられます。割引率や対象範囲等については、各社異なりますのであらかじめご確認ください。

(窓 口) **各フェリー会社**

福祉タクシー利用券 ガソリン利用券

窓口 障害者福祉課

電話番号：224-5785

障害者手帳の交付を受けた方が、タクシーに乗車した際割引が受けられます。手帳の等級によって条件が異なりますのでご確認ください。

また、福祉タクシー利用券交付の対象者は、タクシー利用券の代わりにガソリン利用券を選択することができます。

***ガソリン購入費の補助と併給は出来ません。**

***各利用券の交付について、施設入所者は対象外です。**

(対 象)

区分		割引内容
身体障害者手帳	1・2級	いずれかの交付を受けることができます。 *福祉タクシー利用券 (原則として年間48枚) *ガソリン利用券 (原則として年間12枚)
療育手帳	㉠・A	
精神障害者 保健福祉手帳	1級	
身体障害者手帳 療育手帳 精神障害者保健 福祉手帳	すべての等級	乗車時に手帳を提示することで、タクシー乗車運賃の1割引 ※精神障害者保健福祉手帳の割引については、各タクシー会社にお問い合わせください
<p>【福祉タクシー利用券】 *利用券は、1回の乗車につき1枚の使用です。 *利用券は、初乗運賃相当額の補助券になります。 *手帳を提示することにより、利用券と1割引の併用が可能です。 (乗車料金1割引の金額から初乗運賃相当額を割引します。)</p> <p>【ガソリン利用券】 *本人又は同居の親族若しくは本人と同一生計の方が所有する車が対象となります。(1台のみ、登録が必要となります。) *利用券は、給油額に対して1枚あたり1,000円の補助になります。 *1回の給油で複数枚使用することができます。 *端数に対する釣り銭はできません。</p>		

(利用範囲) *タクシーの場合

埼玉県又は川越市と協定を結んでいるタクシー事業者

(タクシー乗車の際、手帳を提示し福祉タクシー利用券をお持ちの方は利用券もあわせてお渡しください。)

※一部、割引を行っていない事業者もありますので、

乗車する前にお確かめください。

*ガソリンの場合

市と協定を結んでいる市内の給油所

(申請時に登録した自動車にガソリンを給油する際、1,000円単位でガソリン利用券をお渡しください。)

(問い合わせ) **障害者福祉課**

福祉タクシー利用券、ガソリン利用券について

各タクシー事業者

乗車料金の割引について

福祉車両の貸し出し

ハンディキャブの貸し出し

(対 象) 川越市民の方で、日常車いすを使用している方および外出時車いすを必要とする方、一般交通機関を利用することが困難な方（施設入所や入院中の方は除く）

(内 容) 運行の範囲は原則として、関東地方（茨城県・神奈川県・群馬県・埼玉県・東京都・千葉県・栃木県）に限り、貸し出し期間は貸出日及び返納日を含む4日以内とする。

*運転者の手配はできません。

*利用する一週間前までに申し込みが必要です。

(費 用) 利用料無料（ただし、燃料費、駐車料金および有料道路通行料等の実費は利用者の負担となります。）

(窓 口) **社会福祉法人川越市社会福祉協議会**
かわごえ友愛センター

川越市小仙波町 2-50-2

電話番号：049-225-5768

F A X 番号：049-226-7666

リフト付バスの貸し出し

障害者（児）団体等が、更生訓練、研修等を行う場合、車イス用リフト付大型バス（おおぞら号）を貸し出しします。

(対 象) 障害者（児）団体等

(目 的) 訓練、研修等

(費 用) 無料（有料道路・駐車場料金、バス乗務員の食事・宿泊等は利用団体の負担です。）

(窓 口) **埼玉県障害者福祉推進課**

さいたま市浦和区高砂 3-15-1

電話番号：048-830-3309

F A X 番号：048-830-4789

